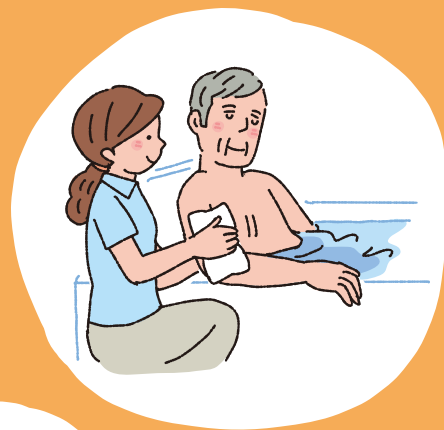
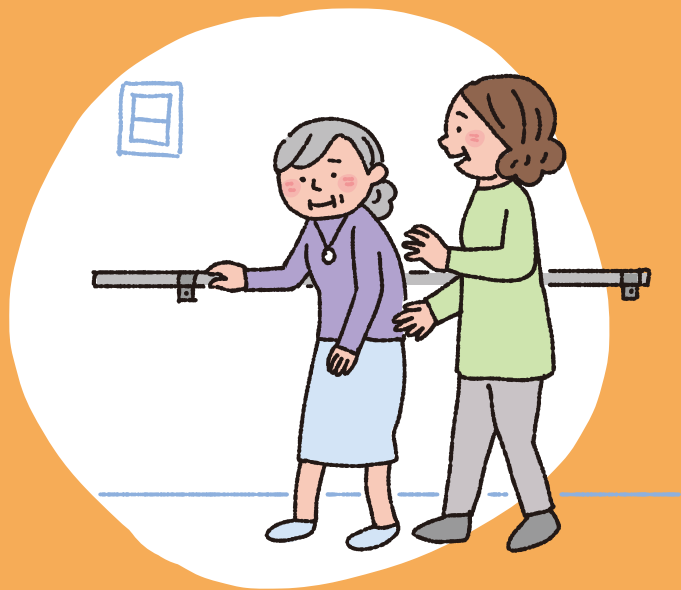


第8期

井手町 高齢者保健福祉計画

令和3年度～令和5年度



概要版

1

計画の概要

計画策定の背景

我が国の高齢者人口（65歳以上）は、令和元年9月現在、3,588万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は28.4%となっています。

本町においても高齢化は進んでおり、今後は要介護認定者や認知症高齢者のさらなる増加が見込まれることから、介護予防施策や認知症高齢者への対応を地域全体で取り組む必要があります。

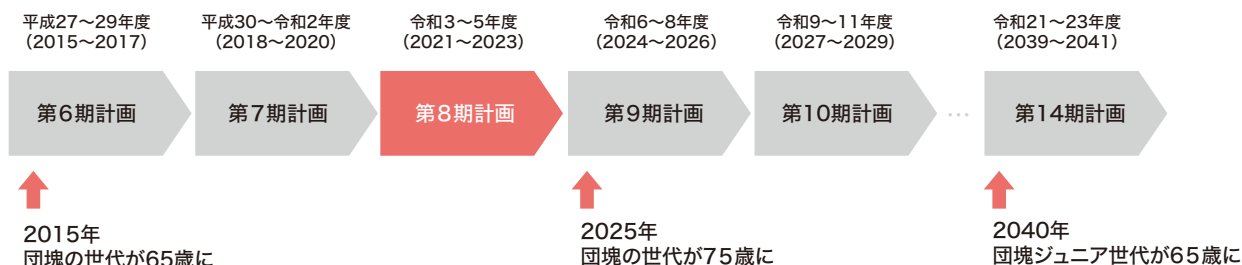
本町の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画である「第7期井手町高齢者保健福祉計画」（平成30年度～令和2年度）では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進と、介護保険サービスの質の向上、医療と介護の連携、認知症施策の推進等、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりに取り組んできました。

こうした背景を受け、一層の高齢化が進む本町において、地域住民、サービス事業所、行政の協働により構築されてきた地域包括ケアシステムを持続可能な形で深化・発展させていくために、新たな計画となる「第8期井手町高齢者保健福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を策定します。

計画の位置づけと期間

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。また、本計画には、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を包含しています。

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間としますが、人口推計及び介護給付費等の推計等、国の基本指針が示す必要事項については、令和22年度までの長期展望を示すこととします。

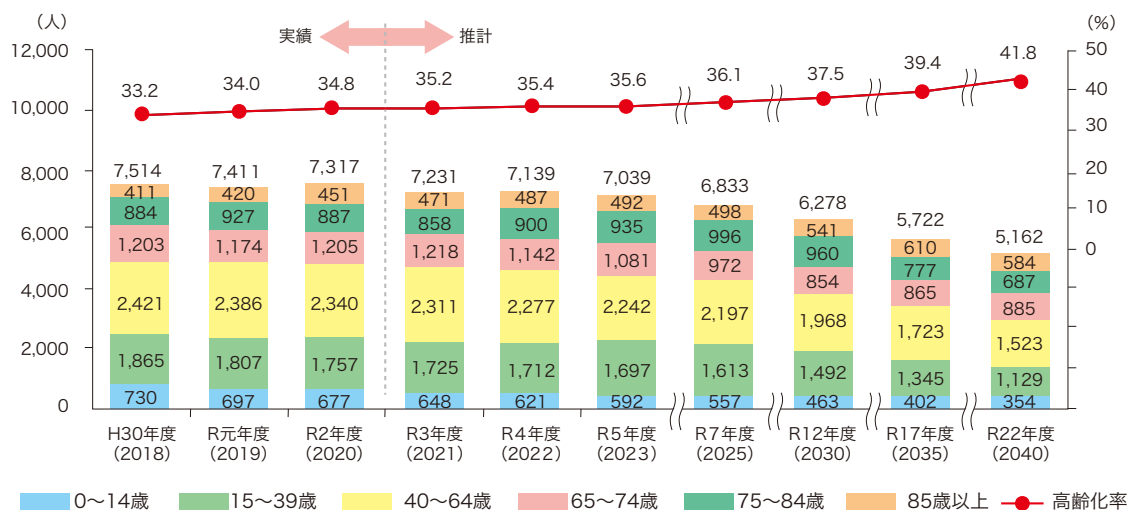


2

高齢者の現状と推計

人口の推移と推計

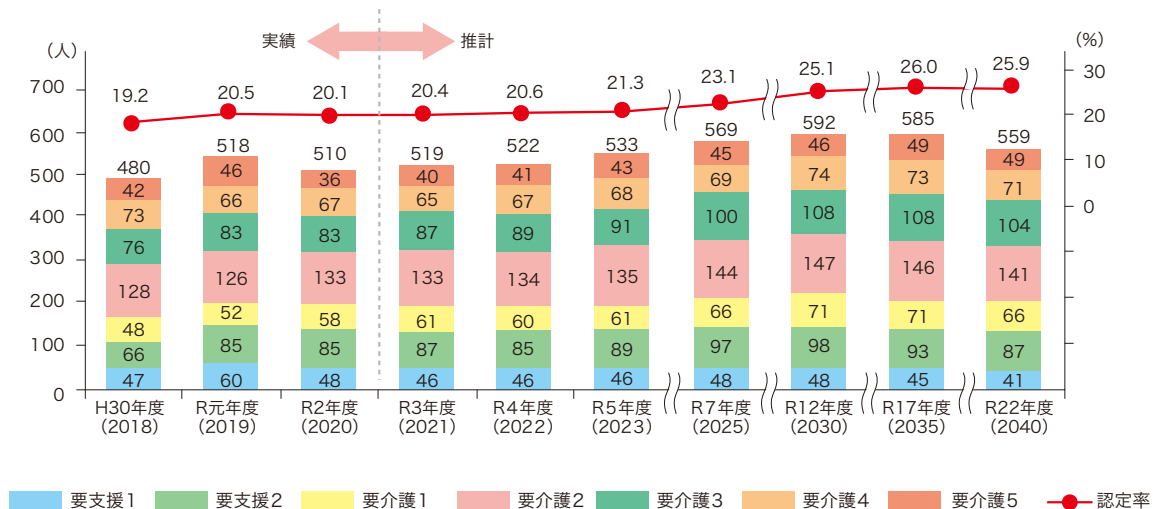
町の人口の推移と推計を見ると、総人口は減少傾向となりますが、後期高齢者数は増加から高止まりが見込まれています。



（資料）H30～R2 年度：住民基本台帳（各年 9 月 30 日時点）
R3～R22 年度：コーホート変化率法による人口推計

第 1 号被保険者の認定者数及び認定率の推移と推計

認定者数及び認定率は、今後も上昇が続くことが見込まれています。



（資料）見える化システムによる自然体推計
※実績値は、各年度 9 月月報数値

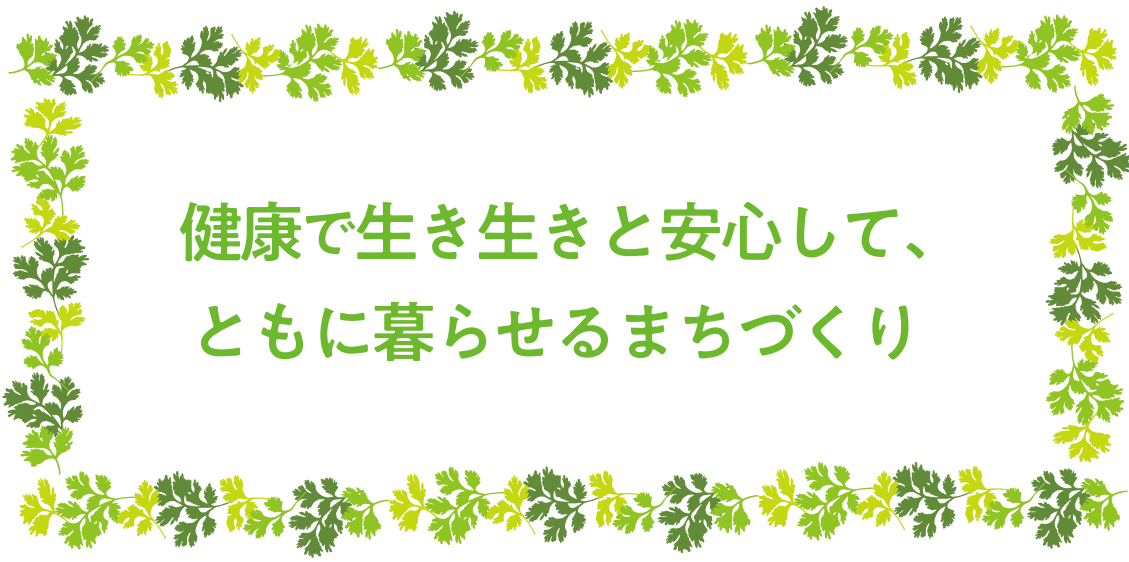
3

計画の基本理念と基本目標

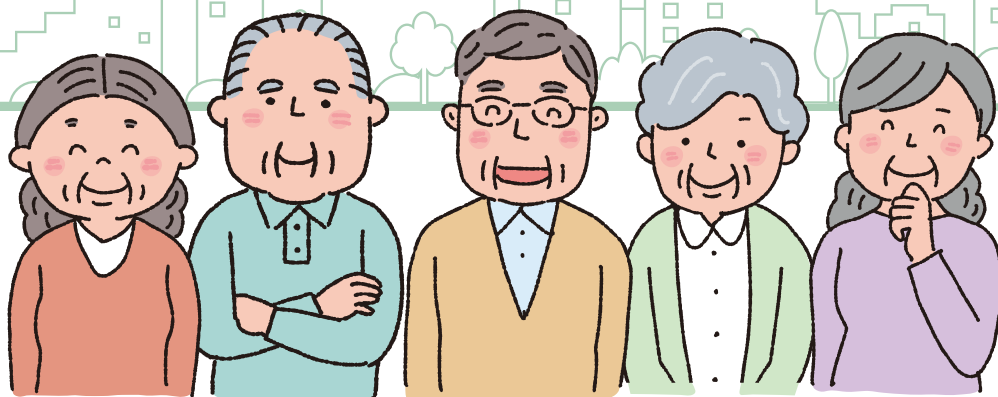
計画の基本理念

本計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組を進めますが、今後は地域包括ケアの理念を高齢者だけにとどめない包括的な概念となる「地域共生社会」の実現に向けた取組も進める必要があります。

そこで、前期計画の基本理念「健康で生き生きと安心して暮らせるまちづくり」に「ともに」を付け加えて一歩進めた形で引き継ぎ、様々な施策を展開することにより、地域包括ケアシステムの一層の深化・推進と地域共生社会の実現に向けた支援体制の構築をめざします。



健康で生き生きと安心して、
ともに暮らせるまちづくり



計画の基本目標

以下の3つの基本目標により、本計画の基本理念の実現をめざします。

基本 目標 1

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

ライフスタイルの多様化等を背景に、地域とのつながりがますます希薄化していくことが懸念される中、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加しており、地域で暮らしていくために様々な生活支援サービスや医療、地域の支え合い等が求められています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、地域包括支援センターを中心に高齢者の暮らしを支えるために必要となるサービスや仕組みについて検討するとともに、医療機関や各事業所との連携を強化し、地域の状況に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進します。

基本 目標 2

健康づくりと介護予防・重度化防止の推進

健康づくりや介護予防への取組は、長い高齢期を生き生きと元気に過ごせるようにするだけでなく、今後の介護保険制度を安定的に運営していくためにも重要なことです。

このため、生活習慣病予防や介護予防について、壮年者や高齢者すべてが自らのこととして関心を持ち主体的に健康づくりに取り組むことが重要であり、そうした住民の主体的な健康づくりや介護予防を促進・支援します。

また、運動が習慣づけられるよう、生涯スポーツの取組を進めるとともに、高齢者等も気軽にできる体操等を推進します。

さらに、就労やボランティア活動、趣味の活動等が生きがいづくりにつながるだけでなく、健康づくりや介護予防への取組にも重要であることから、地域活動の活性化と社会参加機会の拡充を図ります。

基本 目標 3

介護保険サービスの充実と適正化の推進

特に後期高齢者の増加に伴う要介護等認定者数やサービス利用者数の増加等、介護保険サービスに対するニーズが増大していくことが予想されます。

要支援・要介護者のニーズ等を踏まえながら、身近な地域で必要とする介護サービスを利用することができるよう、今後もサービスの質の向上と量的確保を図るとともに、介護保険制度を円滑に運営するため、介護給付費の適正化を図ります。

4

施策体系

基本理念

健康で生き生きと安心して、ともに暮らせるまちづくり

基本目標

基本目標 1

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

基本目標 2

健康づくりと介護予防・
重度化防止の推進

基本目標 3

介護保険サービスの
充実と適正化の推進

主要施策

施策の内容

(1) 地域包括ケアシステムの
更なる深化・推進

- ① 地域包括支援センターの機能強化
- ② 地域ケア会議の推進
- ③ 地域見守りネットワーク体制の整備
- ④ 福祉意識の啓発

(2) 身近な地域での
生活支援の充実

- ① 食の自立事業(配食サービス)
- ② 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業
- ③ 緊急通報体制等整備事業
- ④ 日常生活用具給付等事業
- ⑤ 生活支援サービスの充実
- ⑥ 自動車急発進防止装置取付費補助事業

(3) 権利擁護の推進

- ① 高齢者虐待防止対策の推進
- ② 日常生活自立支援事業
(地域福祉権利擁護事業・福祉サービス利用援助事業)
- ③ 成年後見制度利用支援

(4) 生活安全対策の推進

- ① 防災対策の推進
- ② 防犯対策の推進
- ③ 感染症対策の推進

(5) 認知症施策の推進

- ① 認知症への正しい知識と理解への取組
- ② 早期発見と支援の充実

(6) 在宅医療・介護連携の推進

- ① 医療と介護の連携強化
- ② 地域の医療・介護情報の収集と提供

(7) 生活環境の設備

- ① 高齢者の住まいの確保
- ② バリアフリー化の推進

(1) 健康づくりの推進

- ① 地域における普及・啓発の取組
- ② 後期高齢者健診・特定健診・がん検診・予防接種事業
- ③ 保健事業と介護予防の一体的な取組

(2) 介護予防・重度化防止の推進

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ② 住民主体の活動の支援

(3) 高齢者の生きがいづくりと
社会参加の促進

- ① 老人クラブへの支援
- ② 交流機会の充実
- ③ 敬老事業への取組
- ④ ボランティア活動の推進
- ⑤ 生涯学習講座
- ⑥ 文化・芸術活動の推進
- ⑦ 高齢者生きがい活動支援通所事業
- ⑧ 隣保館デイサービス事業

(1) 介護保険サービスの
充実と質の向上

- ① 介護保険サービスの充実
- ② 介護保険制度や各種サービスの周知
- ③ 介護支援専門員への支援
- ④ 介護人材の確保・定着に向けた取組の推進
- ⑤ 介護保険サービス事業者への指導・助言

(2) 介護保険事業の適正な運営

- ① 介護給付適正化の推進

(3) 低所得者対策の推進

- ① 低所得者対策の推進

5

介護保険事業費

第8期計画期間中及び中長期的な介護保険サービス事業費は、サービス事業量の見込みを踏まえ、下記のとおり見込んでいます。

単位：千円 / 年

	第8期計画			将来推計			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
居宅サービス給付費	386,570	388,773	394,308	427,483	449,926	453,890	440,570
介護予防サービス給付費	20,200	20,115	20,233	21,652	21,822	21,211	19,769
地域密着型サービス給付費	52,860	52,890	53,654	60,278	61,041	61,041	60,278
施設サービス給付費	346,271	349,267	352,070	388,135	418,651	434,660	422,268
利用者負担の見直しによる 財政影響額	△ 1,342	△ 2,024	△ 2,066	△ 2,203	△ 2,291	△ 2,264	△ 2,157
標準給付費	804,559	809,021	818,199	895,345	949,149	968,538	940,728
地域支援事業費	27,229	27,228	27,229	26,434	24,943	23,232	21,715
合 計	831,788	836,249	845,428	921,779	974,092	991,770	962,443
		2,513,465					

6

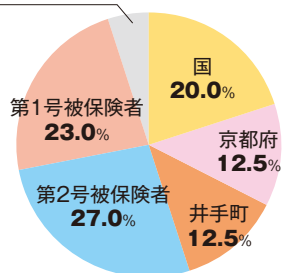
介護保険料の財源構成

「介護保険制度」は、介護を必要とする方が、住み慣れた地域で持っている能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、社会全体で支える制度です。

介護保険給付費の費用は、50%が公費負担、残りの50%が第1号被保険者と第2号被保険者による保険料負担となります。

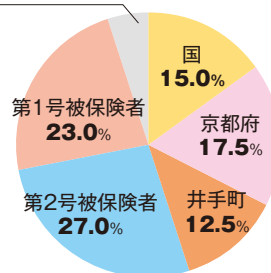
【居宅給付費】

調整交付金(国)平均5.0%



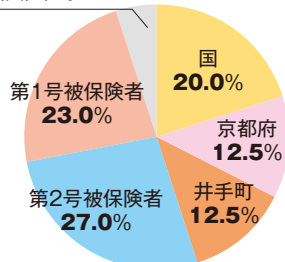
【施設給付費】

調整交付金(国)平均5.0%

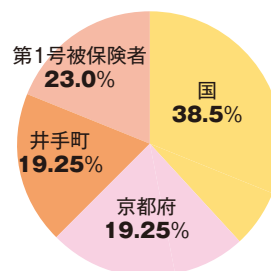


【介護予防・日常生活支援総合事業】

調整交付金(国)平均5.0%



【包括的支援事業・任意事業】



関係機関との連携

本計画の目標の実現に向け、京都府・近隣市町及び関係機関との連携により、介護・医療・福祉の施策を一体的に進め、施策の総合的・効果的な実施に努めます。また、本計画の円滑な推進に向け、高齢福祉課をはじめ、庁内のその他関係部署、関係団体等との連携を密にし、施策や事業の実施に努めます。

P D C A サイクルの実施

計画内容を着実に実行するために、関係各課を含めて、本計画の進捗状況を各年度点検・評価するとともに、高齢福祉を巡る状況の変化を加味して、より適正な進捗が図られるように施策・事業の見直しと改善を行います。

なお、井手町高齢者サービス総合調整推進会議において、上記の計画の進捗状況の把握を踏まえ、介護保険事業運営上の諸問題について協議します。

自立支援・重度化予防に向け、地域マネジメントを実施 ＜P D C A サイクル＞



- ① 地域の現状把握と課題を分析し、計画を策定。
- ② 計画に基づき、施策・事業を実施。
- ③ 実施した施策・事業を検証し、目標の達成状況を評価。
- ④ 評価した上で、計画の見直し・改善につなげる。

編集・発行：井手町役場 高齢福祉課

住所：〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水 67 番地

TEL：0774-82-2001（代表）

FAX：0774-82-5055

発行年月：令和3年3月